

独占禁止法審査手続についての懇談会

2014年4月11日

弁護士 バシリ・ムシス

1) 現行の公正取引委員会の行政調査手続についての問題点

- リニエンシー申請者に確保される予測可能性が高い。課徴金を事前に算定することが容易であるため、リニエンシー申請に対するインセンティブを減少させてしまう。
- リニエンシーのプロセスにおいて申請の早さが過度に重視されており、提出される証拠の質及び量が重視されていない。（いったん順位が確定すると、それを維持することは比較的容易である。）
- 防御権の保護の不十分：弁護士に秘匿特権、インタビューに参加する権利は認められず、立入検査（dawn raids）に参加する権利も限定されている。公式な口頭審理の機会がない。
- JFTC の決定に対する法的審査の不足：JFTC の決定に対して争う例は実際のところ極めて少ない。

2) 「欧州」の制度や実務との比較

- 制裁金の金額を予測することは、欧州委員会に広い裁量が認められているため、はるかに困難である。
- リニエンシー申請者は、異議告知書が発行されるまで（通常、調査開始から18～24か月後）、リニエンシーを得ることの可否及びリニエンシーの金額を知ることができない。
- 手続はJFTCの場合よりもはるかに長く時間がかかるが、防御権が十分に保護されており、各事案の最後には極めて詳細な決定がなされる。

- 極めて高いレベルの司法審査。司法審査は、裁判所の判決に一貫した言及を行う EC 決定に対し直接に影響を与える。これは、欧州のシステムが現在のように発展したことの大きな理由の一つである。弁護士は EC の決定に対してしばしば上訴を行い、裁判所はこれらの決定に対して徹底的な分析を行う。これにより、EU において高い権威を有する法理論（jurisprudence）が形成されることになる。

3) 考えられる改善策

4) 公正取引委員会の実態解明機能の確保の方策 等

- 行政手続を通じて真の「リニエンシー競争」を作り出す。JFTC は、リニエンシー申請者がリニエンシーの地位の獲得と維持のため真剣に努力するようにさせるべきである。それにより、EC のように重い証明負担を課す法域において日本の企業がリニエンシーを得ることができるようになる。
- JFTC には、自らが受けとる証拠の時期と質に基づいて認めるリニエンシーの順位の決定について、また課徴金のレベルの決定についても、より大きな裁量が認められるべきである。これにより、JFTC に対して最善の協力した企業の方が大きな課徴金の減少を享受できるようになる。
- 防御権を強化する。JFTC が弁護士に秘匿特権を認め、立入検査（raid）の際、弁護士が依頼者に送った文書を使用することができないようにすることが考えられる。弁護士にインタビューへの参加を認めることは防御権の強化に大きく貢献する。また、さらなる措置として JFTC の手続の透明性を向上させることが考えられる。これは、EC と同様、JFTC が不意打ちの検査を行う際に適用されるルールを公開することによって実現できる。
- 司法審査のレベルを向上させる。上訴システムの改革は歓迎されるが、その実施が極めて重要となる。